

## 自動車NOx・PM法における使用車種規制に関する規定

| 項目                               | 法  | 施行令  | 施行規則  |
|----------------------------------|--|--|---|
| 対策地域                             | 第6条（窒素酸化物総量削減基本方針）<br>第8条（粒子状物質総量削減基本方針）<br>二酸化窒素（浮遊粒子状物質）に係る大気環境基準の確保が困難であると認められる地域として <b>政令</b> で定める地域として… | 第1条<br>（窒素酸化物、粒子状物質対策地域）<br>施行令の一部を改正する政令<br>（平成13年12月14日政令第406号）<br>【平成13年12月15日施行】 | /   |
| 窒素酸化物<br>排出自動車<br>粒子状物質<br>排出自動車 | 第12条（窒素酸化物排出基準等）<br>対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして <b>政令</b> で定める自動車であって…  | 第4条（指定自動車）<br>施行令の一部を改正する政令<br>（平成14年3月1日政令第38号）<br>【平成14年10月1日施行】                   | /   |
| 排出基準                             | 第12条（窒素酸化物排出基準等）<br><b>環境省令</b> で窒素酸化物排出基準、粒子状物質排出基準を定めなければならない。   | /  | 第3条（窒素酸化物排出基準）<br>（粒子状物質排出基準）<br>施行規則の一部を改正する省令<br>（平成14年3月1日環境省令第3号）<br>【平成14年10月1日施行】 |
| 猶予期間                             | 第13条（経過措置）<br>自動車の種別及び車齢について <b>政令</b> で定める区分に応じ <b>政令</b> で定める期間が経過する日までの間は、排出基準は適用しない。                     | 第5条（経過措置）・附則<br>施行令の一部を改正する政令<br>（平成14年3月1日政令第38号）<br>【平成14年10月1日施行】                 | 附則<br>施行規則の一部を改正する省令<br>（平成14年3月1日環境省令第3号）<br>【平成14年10月1日施行】                            |

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成13年6月27日法律第73号）